

ハタノ：困るわ 4か月分まとめて後払いなんて
市：国の法令改正を待つと答弁

ひとり親家庭に支給されている児童扶養手当は4ヶ月分まとめて後払いになっています。「4ヶ月分後払いではやりくりが大変。毎月支給にできないか」との切実な声をいただき、ハタノこうめ議員は、一般質問で取り上げました。

「生活の安定のため」毎月支給を

ひとり親家庭に支給されている児童扶養手当は、「生活の安定と自立のため」に支給されています。児童扶養手当が支給されているひとり親家庭は、所得が低く貧困家庭が多いこと等を考えると、毎月支給することの方が生活の安定によりつながりやすい。1人のお子さんであれば月額4万2,330円、4ヶ月分では16万9,320円が後払いで支給されています。

毎月払いに切り替えることについて質問しました。市は国の法律であり、できないと答弁しました。

明石市：16年度にアンケート

明石市では児童扶養手当の受給者全員にアンケートを実施、その結果40%1千人が「毎月支給」を希望と回答しました。それを受け、明石市長は年3回のまとめ支給を毎月に分割して支給するモデル事業を2017年度、開始することを決めました。



市は、法律に定められており
できませんと答弁
ハタノ議員は、国の制度といえども、明石市のように知恵を絞れば毎月支給は可能です。手当の本来の目的は「ひとり親家庭の生活を安定させるために」であり、この目的達成のために毎月支給をやるべきで、そのための研究をすべきではないかと再質問しました。市はあくまでも国の改正を待ちたいと答弁しました。

明石市は毎月支給を実施

明石市は「児童扶養手当事務取扱規則」を改正し、現行の支給方法の後に、「法第7条3項但し書きの規定により支払うこととなる手当については、この限りでない」と加えました。これにより、毎月支給を可能にし、社会福祉協議会に貸付事業として委託して実施。申請により毎月社協から支給されます。ただし17年度はモデル事業とし、モニターを10世帯が対象です。自立支援の観点から、社協と市の職員が家庭訪問し、見守りと手当の手渡しを行います。

担当課の職員は、「10人では少なく、今後、対象者を増やしていく」と説明。支給方法を変えられないとする法律でないことに着眼した対応です。各務原市も学ぶべきです。



子ども医療費無料化 18歳まで拡大を



子ども医療費無料化は、岩手県沢内村（現・西和賀町）が1961年に日本で初めて「ゼロ歳児医療無料化」実施から始まりました。1968年には新日本婦人の会が「乳児医療無料化」運動を呼びかけ、日本共産党はこの運動に協力し、以来、子ども医療費無料化拡大の運動や議会での要求を続けてきました。2015年には、全国1,741市町村全てで、何らかの助成制度が実施されています。18歳まで無料、一部助成を実施する自治体も増えてきています。

県内では11自治体に広がる

岐阜県内では、大垣市、美濃市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、神戸町、輪之内町、揖斐川町、池田町、東白川村が実施しています。入院外来ともが9自治体、入院のみが2自治体と広がってきています。

市は「慎重に考える」と答弁

各務原市として子育て世代の経済的負担軽減を図り、より一層の子育て支援を推進し、子どもを安心して育てられる環境を整えるために実施すべきと市長の考えを聞きました。

市長は答弁に立たず、変わって担当部長が、これから医療費が増大するから慎重に考えていきたいと答弁し、子育て世代がおかれている経済的状況など見向きもしませんでした。

